

◆県内事業者の事業継続を応援◆

山形県事業継続応援給付金のお知らせ

長引く新型コロナウイルス感染症の影響によって、売上が減少し、経営の継続が困難となっている事業者に対して、事業継続を応援するための県独自の給付金を給付します。

対象事業者

県内の法人及び個人事業主

※大企業、政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者を除く

給付額

① 法人 20万円 ② 個人事業主 10万円

※1事業者あたり

対象要件

※他の給付金等を受給していても受給できます。

- ① 県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主
- ② 令和3年4月・5月・6月のいずれかの売上が前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少したこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- ④ 給付金の受給後も事業を継続する意思があること

※新規創業者の売上比較方法等は裏面をご覧ください。

申請受付期間：令和3年7月30日(金)～令和3年9月30日(木)
(消印有効)

申請方法：給付金事務局への郵送(発送先は裏面記載)

必要書類：裏面に記載

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来所はお控えいただき、必ず郵送で申請ください。

お問い合わせ先

山形県事業継続応援給付金コールセンター

電話番号：0570-056-223

開設期間：令和3年7月26日(月)～令和3年9月30日(木)

受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで
(土・日・祝日を除く)

〈必要書類〉

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上を比較する月(R1年又はR2年4月・5月・6月のいずれかの一月)を含む期間の確定申告書の写し(収受日付印があるもの)
- ③ 売上が前年同月比または前々年同月比で50%以上減少した月(R3年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上がわかる書類
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)

※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

〈新規創業者の売上比較方法〉

●R2.6.2～R3.5.1の期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおりとなります。

〈要件〉

・「R3年4月・5月・6月のいずれかの売上」が、「売上比較対象月(R2年7月～R3年5月までのいずれか一月)の売上」に比べて50%以上減少していること

〈必要書類〉

- ① 給付申請書兼実績報告書(新規創業者用)
- ② 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
- ③ 対象月(R2.7～R3.5のいずれかの一月)の売上が分かる書類
- ④ 売上が対象月比で50%以上減少した月(R3年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上がわかる書類
- ⑤ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)

※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

〈申請方法〉

必要書類を給付金事務局へ郵送 ※封筒に「給付金申請書在中」と**朱書き**

【発送先】 〒990-0023 山形市松波4-5-12

「山形県事業継続応援給付金」事務局宛て

※「給付申請書兼実績報告書」の様式は、山形県ホームページからダウンロードのうえ、記入してください。

※ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

詳しくは「山形県ホームページ」でご確認ください。

山形県 応援給付金

検索



【問合せ先】

事業継続応援給付金コールセンター

TEL：0570-056-223

(受付時間)

8：30～17：30(土日祝を除く)